

# 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成19年3月30日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年形広連条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、山形県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が保有する行政文書の公開等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請求書記載事項等)

第2条 条例第6条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、行政文書の公開方法の区分とする。

2 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、行政文書公開請求書（別記様式第1号）とする。

(公開決定の通知書等)

第3条 条例第11条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 行政文書を公開する旨の決定をしたとき 行政文書公開決定通知書（別記様式第2号）

(2) 行政文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 行政文書部分公開決定通知書（別記様式第3号）

(3) 行政文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 行政文書非公開決定通知書（別記様式第4号）

2 条例第12条第2項に規定する書面は、公開決定等期間延長通知書（別記様式第5号）とする。

3 条例第13条に規定する書面は、公開決定等期間特例延長通知書（別記様式第6号）とする。

(第三者への意見照会書等)

第4条 条例第14条第1項及び第2項に規定する書面は、行政文書の公開に関する意見照会書（別記様式第7号）とする。

2 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書の提出は、行政文書の公開に関する意見書（別記様式第8号）によるものとする。

3 条例第14条第3項に規定する書面は、行政文書の公開決定に関する通知書（別記様式第9号）とする。

(公開の実施等)

第5条 条例第15条第1項に規定する行政文書の公開は、広域連合長が指定する日時及び場所において実施するものとする。

2 条例第15条第2項に規定する電磁的記録である行政文書の公開は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) フィルム（マイクロフィルムを除く。）、録音テープ及び録画テープ 視聴
- (2) 磁気テープ（録音テープ及び録画テープを除く。）、磁気ディスク、光ディスク及びマイクロフィルム（以下この号において「磁気テープ等」という。） 当該磁気テープ等から通常の方法により印字装置を用いて出力した物の閲覧又は写しの交付

(3) 前2号に定めるもの以外の電磁的記録 前2号に準じた方法

3 広域連合長は、行政文書の公開を受けるものが当該公開に係る行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 行政文書の写しの交付部数は、1部とする。

（費用の徴収）

第6条 条例第17条第2項に規定する行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の費用は、写しを交付する際、これを徴収する。

（諮問をした旨の通知書）

第7条 条例第19条の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書（別記様式第10号）によるものとする。

（行政文書の検索資料）

第8条 条例第29条に規定する行政文書を検索するための資料は、文書目録その他資料とし、山形県後期高齢者医療広域連合事務局総務課に備え置くものとする。

（運用状況の公表）

第9条 条例第30条に規定する運用状況の公表は、次に掲げる事項について、山形県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年形広連条例第1号）第2条に規定する掲示場に掲示し公告するものとする。

- (1) 公開請求の件数
- (2) 公開・非公開の決定区分ごとの件数
- (3) 不服申立ての件数及び処理状況
- (4) その他必要と認める事項

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	用紙の規格等	作成方法		費用の額
写しの作成に要する費用	日本工業規格A列3番以下のもの	電子複写機による複写	モノクロ	1枚につき10円
			カラー	1枚につき80円
	その他	委託等による複写		委託等に要した額
写しの送付に要する費用				郵送に要する額

備考 1枚の用紙の両面に複写した場合における費用の額は、2枚として計算する。

別 記

様式第 1 号（第 2 条関係）

行政文書公開請求書

年 月 日

（あて先）山形県後期高齢者医療広域連合長

請求者 { 法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 }

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。

請求する 文書の内容	
公開の方法 <small>（希望するものの□に✓印を記入してください。）</small>	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送の希望）

※ 請求する行政文書の内容欄には、請求する行政文書を特定するために必要な事項のみを、具体的かつ簡潔に記入してください。

※ 次の欄は記入しないでください。

所管課名  課	備 考	整理番号 —
		受付印

第 号  
年 月 日

行政文書公開決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

☑

年 月 日付で請求があった行政文書の公開については、次のとおり公開することに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

請求があった 行政文書の内容	
公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
公開の場所	
所 管 課	課 電話番号 (内線 )
備 考	

- 1 公開の日時に都合が悪い場合には、あらかじめ所管課へご連絡ください。
- 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 この決定（以下「処分」といいます。）に不服がある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対し、異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、処分のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長を被告として提起することができます。なお、処分を知った日から 6 ヶ月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

行政文書部分公開決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで請求があった行政文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

請求があった行政文書の内容	
公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
公開の場所	
公開することができない部分及びその理由	・公開することができない部分  (理由)
所管課	課 電話番号 (内線 )
備考	

- 1 公開の日時に都合が悪い場合には、あらかじめ所管課へご連絡ください。
- 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 この決定（以下「処分」といいます。）に不服がある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対し、異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、処分のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6ヶ月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長を被告として提起することができます。なお、処分を知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

行政文書非公開決定通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

☑

年 月 日付で請求があった行政文書の公開については、次のとおり公開しないことに決定したので、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

請求があった行政文書の内容	
公開することができない理由	
所 管 課	課 電話番号 (内線 )
備 考	

この決定（以下「処分」といいます。）に不服がある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対し、異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、処分のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長を被告として提起することができます。なお、処分を知った日から 6 ヶ月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

公開決定等期間延長通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付で請求があった行政文書の公開については、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり公開するかどうかの決定期間を延長したので通知します。

請求があった行政文書の内容	
山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 12 条第 1 項の規定による当初決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
所 管 課	課 電話番号 (内線 )
備 考	

第 号  
年 月 日

公開決定等期間特例延長通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長



年 月 日付けで請求があった行政文書の公開については、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 13 条の規定により、次のとおり公開するかどうかの決定期間を特例延長したので通知します。

請求があった行政文書の内容	
山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 12 条第 1 項による当初の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
公開請求に係る行政文書のうち相当の部分につき公開決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
公開請求に係る行政文書のうち上記の期間内に公開決定等をする部分	
残りの行政文書について公開決定等をする期限	
特例延長の理由	
所 管 課	課 電話番号 (内線 )
備 考	

第 号  
年 月 日

行政文書の公開に関する意見照会書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録された行政文書の公開請求がありました。

つきましては、当該行政文書を公開するかどうかの決定を行う際の参考としたいので、別紙「行政文書の公開に関する意見書」によりあなたのご意見を 年 月 日までに提出して下さるようお願いいたします。

請求があった行政文書の件名	
行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
所 管 課	課 電話番号 (内線 )
備 考	

第 号  
年 月 日

（あて先）山形県後期高齢者医療広域連合長

住 所  
氏 名  
電話番号

※法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

行政文書の公開に関する意見書

年 月 日付で照会がありましたことについて、次のとおり提出します。

請求があつた 行政文書の件名	
<p><input type="checkbox"/> 公開されることについては支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 公開されることについては支障がある。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支障がある部分</li><li>・その理由</li></ul> <p>〕</p>	

該当するものの□に✓印を付し、必要な事項を記入してください。

第 号  
年 月 日

行政文書の公開決定に関する通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

あなたに関する情報が記録された行政文書を公開することについて、年 月 日付で意見書の提出がありましたが、次のとおり公開することに決定しましたので、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 14 条第 3 項の規定により通知します。

請求があった行政文書の件名	
あなたに関する情報を公開することに決定した理由	
公開を実施する日	年 月 日
所 管 課	課 電話番号 (内線 )
備 考	

この通知に係る公開決定（以下「公開決定」といいます。）に不服がある場合は、公開決定のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長に対し、異議申立てをすることができます。

また、公開決定の取消しを求める訴えは、公開決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあつては、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 ヶ月以内に、山形県後期高齢者医療広域連合長を被告として提起することができます。なお、公開決定を知った日から 6 ヶ月以内であっても、公開決定の日から 1 年を経過すると公開決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

審査会諮問通知書

様

山形県後期高齢者医療広域連合長

印

行政文書の公開決定等に対する不服申立てについて、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問をいたしましたので、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 19 条の規定により通知します。

不服申立てに係る行政文書の件名	
不服申立てに係る決定内容	
不服申立ての趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)
不服申立日	年 月 日
諮 問 日	年 月 日
所 管 課	課 電話番号 (内線 )
備 考	